

平成22年度 子ども手当について

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子ども手当を支給します。

子ども手当について

1. 支給対象: 中学校修了前(平成7年4月2日以降生)の子どもを養育し、市に住民登録または外国人登録(短期滞在など除く)をしている方。所得制限なし。公務員は勤務先で支給。
2. 支給額: 子ども1人につき月額1万3000円
3. 支給期間: 平成22年4月分から平成23年3月分
4. 請求期限: 平成22年9月30日(消印有効)
5. 請求期限内に請求をすると、4月分より支給を開始。ただし、4月1日以降に本市に転入・出生の場合は請求月の翌月から支給開始(転入日・出生日から15日以内の請求には転入日・出生日の翌月から支給開始)。

請求について

対象者	請求について
今まで児童手当を受給していなかった方	子ども手当新規認定請求書の提出が必要。市に住民登録または外国人登録のある中学校修了前の子どもがいる世帯の保護者(または世帯主)あてに4月下旬に請求書を送付。
3月31日現在、本市で児童手当を受給し、小学校修了前の子どもを養育していた方	請求書の提出は不要。 6月に現況届の提出が必要。
3月31日現在、本市で児童手当を受給し、かつ平成7年4月2日の生から9年4月1日生の子どもを養育している方	子ども手当増額認定請求書の提出が必要。児童手当受給者あてに4月下旬に請求書を送付。
3月31日現在、本市で児童手当を受給しているが、現況届未提出や提出書類不足などのため児童手当の支払いが一時差し止めされている方	子ども手当新規認定請求書の提出が必要。児童手当受給者あてに4月下旬に請求書を送付。
公務員の方	職場へ請求

注意事項

- 詳しい請求方法や必要な書類は、請求書に同封するチラシをご確認ください。
- 市外に居住の中学校修了前の子どもを養育している方には請求書を送付しませんので下記までお問い合わせください。
- 公務員の方にも請求書を送付しますが、勤務先で請求してください。
- 支給日については請求認定後送付する支払通知書をご確認ください。
- 5月中旬までに請求書が届かない場合はお問い合わせください。

お問い合わせ

子ども家庭部 子ども家庭課 助成係(日本語のみ)

電話番号: 0422-60-1852

FAX 番号: 0422-51-9417

E メール: sec-kodomo@city.musashino.lg.jp